

訪問看護医療情報連携加算に係る掲示について

2026 年診療報酬改定に伴い、絆訪問看護ステーションは、他の保険医療機関等の関係職種が ICT を用いて記録したご利用者に関する診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

(新) 訪問看護医療情報連携加算 1,000 (月1回)

【施設基準】

1. 在宅で療養を行っているご利用者(通院が困難な方)の診療情報等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を用いて常時確認できる体制を有し、関係機関と平時からの連携体制を構築しています。
2. 診療情報等を活用した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うことに、十分な体制を整備しています。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所にて掲示していること。
4. 1 に規定する連携体制を構築している訪問看護ステーションであることを事業所の見やすい場所に掲示している事と、ウェブサイトに掲示しています。

【個人情報の取り扱いについて】

オンライン資格確認等により取得した個人情報の取り扱いにおいては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、保険請求及びご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

株式会社絆
絆訪問看護ステーション